

請求書の押印省略に関するQ&A

番号	質問	回答
1	どのような請求書が押印を省略できるか。	発行日（請求年月日）が令和7年4月1日以降の請求書が対象となります。ただし、法令で押印が定められているものは省略することができない場合があります。詳しくは請求書提出先の担当部署までお問い合わせください。
2	押印を省略する場合はどうしたらよいか。	請求書に、次のいずれかの記載がある場合は、請求書の押印を省略することができます。 ・請求書に適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）の記載がある場合 ・請求書に請求書の発行や送付等の事務担当者の「氏名」及び「連絡先電話番号」の記載がある場合 （請求内容確認のため、記載していただいた連絡先に電話等させていただく場合があります）
3	請求書に記載する「担当者氏名」とは、どのような担当者か。	請求書の発行や送付等の事務を担当される方を記載してください。
4	「担当者氏名」は、苗字のみの記載でよいのか。	フルネームで記載してください。
5	代表者名と「担当者氏名」が同じ場合、「担当者氏名」は省略できるか。	代表者と担当者が同じ場合でも、「代表者氏名」と「担当者氏名」をそれぞれ記載してください。
6	会社の連絡先と「担当者連絡先」が同じ場合、「担当者連絡先」は省略できるか。	省略できます。
7	「担当者氏名」及び「連絡先電話番号」の記載は手書きでもよいのか。	必要事項が記載されていれば、手書き等記載方法は問いません。ただし、消せる筆記用具での記載はできません。
8	今までどおり、押印した請求書を提出してもよいのか。	従来どおり、請求書に押印する場合の取扱いについて変更はありません。
9	押印を省略した請求書は、電子メールで提出できるか。	PDF形式のファイルであれば、電子メールにて提出が可能です。送信先メールアドレスについては、担当部署にご確認ください。
10	電子メールにて押印を省略した請求書の中に必ず「担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載しなければならないのか。	「担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を請求書に記載することが難しい場合、本文に「担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。
11	押印を省略した請求書は、FAXで提出できるか。	提出することはできますが、不鮮明な部分がある場合は、別の方法で再提出を求めることがあります。
12	押印した請求書は、電子メールやFAXで提出することも可能か。	電子メールによる提出も可能です。 ただし、押印を省略した場合と同様「適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）」又は「担当者氏名」及び「連絡先電話番号」の記載が必要となります。 FAXによる提出で不鮮明な部分がある場合は、別の方法で再提出を求めることがあります。
13	押印を省略した請求書に訂正がある場合、どうしたらよいか。	記載の内容訂正はできません。 訂正があった場合は、再度、正しい内容で請求書の作成をお願いします。